

様式

委員会規則第4条第1項に基づく届出書

平成28年11月1日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	<input checked="" type="radio"/> 知事 <input type="radio"/> 市区町村長等
2. 都道府県名	高知県
3. 市区町村名	
4. 届出番号	1
5. 独自利用事務の事例番号	97-1
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	http://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/111701/dokuji.html

執行機関名 高知県知事

肝炎・結核等の感染症の医療費助成に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1) 法定事務	(2) 独自利用事務
①事務の名称	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による費用の負担又は療養費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	県が実施するウイルス性肝炎患者に対する治療のための医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	70	
③番号法別表第2の項	97	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		高知県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供に関する条例別表第一 第一の項 県が実施するウイルス性肝炎患者に対する治療のための医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 第一条	高知県肝炎治療特別促進事業実施要綱 第1
⑥事務の趣旨又は目的	第一条 この法律は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関し必要な措置を定めることにより、 <u>感染症の発生を予防し、及びそのまん延の防止を図り、もって公衆衛生の向上及び増進を図ることを目的とする。</u>	第1 目的 国内最大級の感染症であるB型ウイルス性肝炎及びC型ウイルス性肝炎は、抗ウイルス治療（インターフェロン治療、インターフェロンフリー治療及び核酸アナログ製剤治療）によって、その後の肝硬変、肝がん等重篤な病態を防ぐことが可能な疾患である。しかしながら、この抗ウイルス治療は、月額の治療費が高額になること又は長期間に及ぶ治療によって累積の治療費が高額となることから、この抗ウイルス治療に係る医療費を助成する高知県肝炎治療特別促進事業（以下「助成事業」という。）を実施し、患者の医療機関へのアクセスを改善することにより、早期治療を促進し、将来の肝硬変及び肝がんを予防し、並びに肝炎ウイルスの感染を防止することにより、ひいては国民の健康の保持及び増進を図ることを目的とする。
⑦独自利用事務の関連規範		高知県肝炎治療特別促進事業実施要綱